### ふるさと津山サポーター年間パスポート特典協賛店募集要項

### 1 趣旨

この要項は、ふるさと津山サポート寄附金により津山市に寄附をした方(以下「寄附者」という。)の、津山市への理解度の向上と地域産業の活性化を目的として、寄附者に対して商品の割引 や特典などのサービスを提供する店舗・施設等(以下「協賛店」という。)の募集について、必要な事項を定めるものです。

### 2 協賛店の特典内容及び方法

### (1) 内容

商品価格や入場料の割引、商品・記念品等の贈与、その他業種に応じた付加価値・サービスの 提供など、協賛店が任意に設定することができます。

### (2) 方法

寄附者のうち5千円以上の寄附者に交付している「ふるさと津山サポーター年間パスポート」 (以下「年間パスポート」という。)の提示により、サービスを提供します。

### 3 協賛店の参加資格

- (1) 津山市内に活動拠点(本支店等)を有する。
- (2) 趣旨に賛同し、特典を指定した期間の間提供できる。
- (3) 主として一般の消費者が利用する店舗、施設等とします。 なお、協賛店として適当でないと認められる場合は参加できないことがあります。

# 4 募集内容

(1) 募集期間

平成23年2月18日から開始します。

(2) 申込方法

ふるさと津山サポーター年間パスポート特典協賛店登録申込書(別紙1)を持参または郵送により提出してください。

(3) 提出場所

**〒**708-8501

津山市山北520番地

津山市産業文化部商業・交通政策課(東庁舎2階)

### (4) 決定方法

市は申込内容を確認し、本要項3に定める基準を満たしていると認められる場合は協賛店として登録し、ふるさと津山サポーター年間パスポート特典協賛店(登録・不承認)決定通知書(別紙2)と特典協賛店登録証を交付します。

## 5 協賛の期間

平成23年5月1日から開始します。

毎年度ごとにふるさと津山サポーター年間パスポート特典協賛店(変更・中止)申込書(別紙3)により、次年度の継続、変更の有無を確認し決定します。

# 6 協賛店の周知

- (1) 協賛店を掲載したリーフレットを作成し、年間パスポート所持者に送付します。
- (2) ふるさと津山サポート寄附金のパンフレットと共にリーフレットを各所で配布します。
- (3) 津山市ホームページに掲載します。

#### 7 その他

- (1) 年度途中からの申込も随時受付します。ただし、その場合はリーフレットへの掲載はできません。
- (2) 協賛店は、本事業の広報及び啓発等に積極的に協力していただきます。
- (3) やむをえない理由による決定内容の変更及び協賛の中止の場合は、原則として1箇月前までに変更届または中止届を提出していただきます。
- (4) 市は、登録された協賛店が本要項2及び3に定める基準に適合しなくなったと認める場合、 その登録を中止することがあります。
- (5) 上記(3)及び(4)により登録中止となる協賛店は、特典協賛店登録証を破棄してください。
- (6) その他、この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は別に定めます。

附 則

この要項は、平成23年2月18日から適用する。

附 則(平成23年3月11日改正)

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月16日改正)

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月1日改正)

この要項は、平成24年2月1日から適用する。